

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、良質でより有用な医薬品・医療用機器を社会に提供するため経営の適法性、透明性、そして客観性を高めることを目指し、さらに企業価値を高めることと同時に株主の利益保護を担保する体制を構築することが重要であると考えております。

そのため有効な内部統制システムの整備・運用を確保し、その有効性の評価を自ら行い企業としての社会的責任を果たすべく努力をしております。

コンプライアンスについては、法令、グローバルスタンダード、業界の各種規範等を遵守すると共に、高い倫理観を醸成する企業風土を日々の企業活動の中で育むことが重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GLAXO GROUP LIMITED	7,986,923	24.63
キッセイ薬品工業株式会社	3,800,000	11.72
フューチャーブレイン株式会社	2,177,990	6.71
野村信託銀行株式会社(A信託口)	1,878,957	5.79
大日本住友製薬株式会社	850,000	2.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	769,100	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	578,200	1.78
持田製薬株式会社	550,000	1.69
みずほ信託銀行株式会社(信託口)	467,400	1.44
株式会社みずほ銀行	444,690	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	GLAXO GROUP LIMITED
-----------------	---------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき親会社および上場子会社はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
フィリップ フォシェ	他の会社の出身者					○		○				
小林 俊	他の会社の出身者											
石切山 俊博	他の会社の出身者					△		△				
菊池 加奈子	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
フィリップ フォシェ		社外取締役のフィリップ フォシェ氏は、グラクソスミスクライン株式会社の代表取締役社長であり、スラクソ・スミスクライン株式会社は当社の大株主であります。	医薬品業界における世界規模の会社の経営者としての専門的な知識・経験等を客観的な立場で当社の経営に参画することを期待して選任しております。
小林 俊	○	なし	会社経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため選任しております。また当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
石切山 俊博	○	社外取締役の石切山俊博氏は2012年6月まで、グラクソスミスクライン株式会社の常務取締役でした。スラクソ・スミスクラ	長きにわたり医薬品業界で勤務され、製薬会社の経営者としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため選任をお願いするものであります。また当社との間には特別

		イン株式会社は当社の大株主であります。	な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
菊池 加奈子		社外取締役の菊池加奈子氏は、グラクソスミスクライン株式会社の取締役であり、スラクソ・スミスクライン株式会社は当社の大株主であります。	医薬品業界における世界規模の会社の経営者としての専門的な知識・経験等を客観的な立場で当社の経営に参画することを期待して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、会計監査人の監査の内容などの報告を受けるとともに、適宜意見交換を行いながら監査を実施しております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大泉 和正	他の会社の出身者													
山田 一彦	税理士													
伊庭 正樹	他の会社の出身者													
宮武 健次郎	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大泉 和正	○	なし	金融業界における経験および会社役員の経験を活かして、豊富な知識と高い見識による監査をしていただくため選任しております。また当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独

			立役員として選任しております。
山田 一彦	○	山田一彦税理士事務所 所長	税理士としての経験と専門知識に基づく税務的観点からの監査をしていただくため選任しております。また当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
伊庭 正樹	○	なし	金融機関における取締役経験ならびに複数社にわたる取締役経験を活かし、豊富な知識と高い見識による監査をしていただくため選任しております。また当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
宮武 健次郎	○	なし	製薬業界における取締役経験を活かし、豊富な知識と高い見識による監査をしていただくため選任しております。また当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
----------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役
------------------------------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与対象者は当社取締役、監査役、執行役員、従業員です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	全員個別開示
-----------------	--------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役(7 名)に対する第40期(平成27年3月期)の総報酬額は以下のとおりであります。

221,640 千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

執務場所の提供、また経営支援本部および内部監査部から必要に応じ資料の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

＜会社の機関の基本説明＞

a. 取締役会

取締役会は、取締役9名で構成され、定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、法令の事項はもとより、当社の経営に関する重要事項を取締役会によって決定しております。

なお、当社の取締役は9名以内とする旨、および取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとしております。

b. 経営統括委員会

代表取締役ならびに役付取締役で構成され、経営方針に関する重要事項の決定、取締役会審議事項の事前検討を行うため適時開催しております。

c. 経営会議

常勤取締役5名と取締役を兼務しない執行役員8名で構成され、原則として月1回開催します。経営会議は、業務執行に関する重要事項の検討を行い、必要に応じて取締役会に議案として付議し、業務執行などに関して取締役と執行役員の意思疎通を図っております。

d. 執行役員制度

当社は、平成13年6月から経営効率と業務執行の迅速化を目的とし執行役員制度を導入し、現在、取締役兼執行役員2名、執行役員8名で、取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行にあたっております。

e. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。現在、4名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役3名）が就任しており、全員が社外監査役であります。

監査役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、また担当本部長始め経営幹部との面談を通じて会社の状況を把握するなかで経営に対する監視機能を発揮できる体制になっております。

f. 内部監査部

取締役社長直轄の内部監査部は、各部署において、法令および社内規定に沿った業務執行が行われているかの監査に当たっております。内部監査部は、内部監査部長1名を含む専任者3名で構成され、内部監査結果は、取締役社長に加えて監査役にも提出されています。

g. コンプライアンス委員会

当社は、社会規範と企業倫理に沿った経営ならびに法令順守を実践するための組織としてコンプライアンス委員会を設置しております。

当委員会は、社外弁護士を委員長とし当社取締役・執行役員クラスを委員とするコンプライアンス統括委員会と各部署の担当社員によるコンプライアンス推進委員会からなり、定期的な会議を開催し当社のコンプライアンス行動計画並びに方針を決議し、またコンプライアンス行動基準ならびにコンプライアンス・ハンドブックにより社員の研修・教育を行っております。

＜内部監査、監査役監査および会計監査の状況＞

内部監査として、内部監査部(3名)を設置しており、年度監査計画に基づき定期的に全部門および当社子会社を対象に、業務執行の状況を合法性と合理性の観点から監査・調査を実施し、監査の結果は取締役社長に報告されております。監査役会は、内部監査部と密接な連携をとっており内部監査状況を監視することができます。会計監査人は、監査役会に対し監査結果を報告しております。当該三者は、業務監査ならびに会計監査業務において有機的な連携を行う中で各担当業務を分担しております。

また、内部統制の状況について内部監査部ならびに監査役会は、担当取締役・経理部・総務部・内部監査部等で組織する内部統制委員会との意見交換ならびに報告を適宜受けております。さらに内部統制委員会は、自己点検プロセスによる内部統制報告の有効性に関し会計監査人の適正財務報告を確保する体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役設置会社の形態のもとで、社外取締役4名を含む9名で構成される取締役会、社外監査役4名で構成される監査役会および会計監査人を設置しております。

これらの機関のほかに内部監査部、経営統括委員会、経営会議、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置しております。また、業務執行体制としては執行役員制度を導入しており、経営と執行の分離を進めております。ガバナンスの構成としては当社の現状で業態に即した適切な規模であり効率的な経営が可能と考えております。また、社外取締役4名、社外監査役4名を含んだ現状のガバナンス体制は、経営の透明性、客観性(公平性)および経営監視の独立性確保に有効であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会の招集通知を早期に発送しております。 平成27年は6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、集中日を回避して株主総会を開催しております。 平成27年は6月24日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会、研究状況説明会、工場・研究所見学会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会補助資料をホームページで掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略部広報・IRグループを設置し、IRに関する窓口を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、全社的には、社員へのコンプライアンス研修等を通じ環境に関する法律、規制等の遵守に努めます。具体的な取り組みとして、全社にLED照明および蓄熱暖房器を導入し、CO2削減による環境保護、節電対策に努めており、製造部門では、ディスプレイ培養器の使用を推進し、これまでの固定式の培養器で必要だった洗浄水の大量使用をやめるなど水や電気等のエネルギー資源の省エネ化を図っております。また営業部門は、営業車を順次ハイブリッド車両に切り替え、二酸化炭素排出量の軽減を図っており、その他、全ての事業活動を対象に環境の保護と環境負荷の低減に努めます。 社会貢献の一環として、母子保健奨励賞に協賛しております。母子保健奨励賞は、母性および小児の保健に関する研究、保健思想の普及啓蒙と実際面の教育、指導、更には保健施設の整備拡充等、母子保健に貢献し社会に多大な寄与をしている個人の功労を顕彰奨励することにより、今後ますますの活躍に繋がることを目的としています。 その他、人々の健康を願う企業として、1999年にスイスで設立された非営利財団Global Foundation for Life Sciencesの支援を行っています。当財団は生命科学の発展に賛同し、医学分野において医療的に恵まれない環境にある諸国における人道的支援に取り組み、また、若い研究者の育成支援も行っております。毎年西アフリカの産科瘻孔に苦しむ女性の治療のため結成されたスイスのボランティア医師団による人道的支援活動はその一例で、当財団への活動支援を通じて、人々の健康および医療の発展に貢献しております。
その他	「医薬品」という製品を扱う企業として、「企業の社会的責任」に取組む必要性を認識し、常に患者さんの立場に視点を置き、患者さんのQOL(生活の質)改善に配慮した医療機器の製品開発にも積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループは内部統制システムに関して以下のような体制の確立・推進を進めてまいります。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行および取締役の指揮・監督の下に業務執行を行う使用人の職務執行が法令等に適合することを確保するため、コンプライアンス行動基準を定めております。さらにその内容を具体化したコンプライアンス・ハンドブックを作成し、これらをすべての取締役および使用人に配布することにより常日頃から企業理念・企業倫理・コンプライアンスなどの浸透および徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会による社内研修会の実施、コンプライアンス通信の定期的発行による啓蒙活動などを充実させ、取締役および使用人とも常にコンプライアンスに対する高い意識が保てる体制を確保し、法令違反行為の予防に努めてまいります。さらに、内部監査部による内部監査体制を整備し、業務運営の適正処理や効率性の監査とともに業務の相互牽制ならびにモニタリング機能の監査を行い、内部監査の結果がコンプライアンス体制の充実に反映できる体制を整備しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行および取締役の指揮・監督の下に業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報へのアクセスについて、稟議規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、契約業務管理規程等の社内規程に基づき稟議書等の文書の作成、保存および管理を行い、その体制の確保を図っております。今後は、さらにその充実を図ることに努めてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、医薬品という人々の健康にかかわる製品を扱う企業として、リスクマネジメント基本規程を定め、その下で、リスク管理体制を構築し、企業活動におけるリスクを把握するとともに各部門においてリスク管理に関する手順書を制定し、またリスクマネジメント推進室、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会をはじめとする関連委員会と連携しながら、リスク発生の予防、リスク管理、発生したリスクへの対処等に対応できる体制を構築しております。また、当社は、医薬品企業として、法令に則った製造販売業の三役（総括製造販売責任者・品質保証責任者・安全管理責任者）会議を定期的に開催し、医薬品の品質、有効性および安全性を確保する体制を構築しております。さらに、当社は、グローバルへ業務を拡大するなかで、世界水準の医薬品品質システムを導入し、より高度な安全性を追及していきます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による意思決定が執行役員により迅速かつ効率的に業務執行される体制をとっております。毎月1回定例取締役会を開催し、そのほか取締役および執行役員を構成メンバーとした経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する両者間の意思疎通を図るとともに、各部門の業務目標の進捗状況等を定期的に報告することにより、早期に適切な対策がとれる体制を整えております。なお、日常の業務執行における意思決定は、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき行っており、今後は、さらに職務権限の見直し等により、意思決定ルートの簡素化および職務執行の効率化を図ってまいります。

e. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき子会社の管理を行っております。また、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、関連会社担当取締役を置くとともに子会社の取締役に当社取締役および当社使用人を派遣しており、業務執行状況について当社取締役会において担当取締役から定期的に報告させ、常に財務状況、業務執行状況を確認できる体制をとっております。子会社の損失の危機の管理については、子会社において当社のリスクマネジメント基本規程を準用し、リスク発生の予防、リスク管理、発生したリスクへの対処等に対応できる体制を構築するとともに、当社はこれらの状況について定期的に報告を受けております。子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、子会社において当社のコンプライアンス行動基準およびコンプライアンス・ハンドブックを準用しております。なお、当社監査役は、その職務を行うために必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求め、業務および財産の状況を調査いたします。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の有効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役の必要に応じて置くものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その人事に関しては、取締役は監査役の意見を尊重いたします。また、当該使用人に対する監査役からの指示の実効性が確保できるよう、当該使用人は監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとし、当社は監査環境の整備に協力いたします。

g. 当社および子会社の取締役及び使用人等による当社監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、法令の定めに従い、当社の業務または業務に影響を与える重要な事項についてその都度監査役に報告いたします。また、当社は、当社および子会社の全使用人を対象とする内部通報の受付窓口を社内・社外に置き、法令・規範・規定の遵守の観点から、これらに反する行為、重大な影響を及ぼす事象について監査役に速やかに報告される体制をとっております。当社は、監査役に報告した者に対して、内部通報制度に準じて、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けないことを確保するとともに、内部監査部において、これが徹底されているかにつき、定期的に検証いたします。

h. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合には、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものといたします。

i. その他監査役は、その職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、あるいは業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役、使用人または会計監査人に説明を求めることができるよう、監査環境を整備いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「市民社会へ脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」ことを基本方針とし、その旨を企業倫理綱領に掲げ、全役員・使用人に周知徹底を図っております。また所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力および団体に関する情報収集を積極的に行っております。事案発生時には外部機関や法律の専門家と緊密に連携して速やかに対処できる体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策につきましては特に導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

